

公印省略

4 薬第 3 6 1 9 号  
令和 5 年 3 月 2 7 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(薬務課監視係)

新型コロナウイルス感染症流行下における抗原定性検査キットの  
販売時の対応について

平素より本県の薬務行政について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キット（インフルエンザウイルス抗原を同時に検出できるものを含む。）の販売時における留意事項については、「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下における抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和 5 年 1 月 2 3 日 4 薬第 2 8 0 4 号福岡県保健医療介護部長通知。以下「取扱通知」という。）にて示していたところで

す。  
令和 5 年 3 月 2 4 日に本県におけるインフルエンザ警報・注意報が解除されたことを受け、3 月 2 7 日より新型コロナウイルス感染症の陽性者登録の対象者が変更となることから、取扱通知の別添 2 を別添のとおり改訂します。（変更点は下記 1 のとおり。）

つきましては、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

## 記

### 1 変更点

#### (1) 陽性者登録の対象者

表面「A 陽性者登録を行う場合」の「【対象者】」

変更後	変更前
-----	-----

<p>症状が出て検査をした方のうち、以下のア～ウの要件全てに当てはまる方。</p> <p>ア <u>小学4年生以上</u> 65歳未満であること。</p> <p>イ 基礎疾患などの危険因子を複数持たないこと。</p> <p>ウ 妊娠していないこと。</p>	<p>症状が出て検査をした方のうち、以下のア～ウの要件全てに当てはまる方。</p> <p>ア <u>中学生以上</u> 65歳未満であること。</p> <p>イ 基礎疾患などの危険因子を複数持たないこと。</p> <p>ウ 妊娠していないこと。</p>
--	--

※インフルエンザ警報・注意報の発表中においては、合併症のリスクを考慮して陽性者登録の対象を「中学生以上」としていたところ、令和5年3月24日にインフルエンザ警報・注意報が解除となったため変更するものです。

(2) 福岡市の受診・相談センターの電話番号

裏面「【福岡県内の受診・相談センター電話番号】」の表

変更後	変更前
<p>福岡市新型コロナウイルス感染症 相談ダイヤル 050-3665-7980 (24時間対応)</p>	<p>福岡市新型コロナウイルス感染症 相談ダイヤル 092-711-4126 (24時間対応)</p>

※令和5年3月31日までは、新番号と旧番号の両方とも利用可能ですが、翌4月1日以降は、新番号のみ利用可能となります。

<p>問合せ先：福岡県保健医療介護部薬務課監視係 電 話：092-643-3285 FAX：092-643-3305 E-mail：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp</p>
---